

第62号様式

(表)

		契印			第号
		 (第113条及び第113条の2関係)			
写 真		所 属			
		職 名			
		氏 名			
			横浜市	印	
			年 月	日発行	

(A8)

(裏)

国民健康保険法(抄)

第113条 保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるとときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第113条の2 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(第2項及び第3項省略)

(注意) この証の有効期間は、発行の日から3年とする。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は市章は緑の白抜き、その他は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。